



2021～2022 年度会長方針『地域への奉仕を通じてイメージ向上を』

会長/山本晴彦、幹事/佐谷剛、SAA/富坂伸吾、クラブ運営委員長/園部経夫
 例会 毎週月曜日 12:30 上野精養軒 TEL03-3821-2181
 事務局 〒110-0008 台東区池之端ヴァッソソンシノバズ 704 号 道給万紀子
 TEL03-5814-2491 FAX03-5814-2490 e-mail office@tokyo-ueno-rc.com

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

親睦活動月間

1652回例会 6月27日

NO. 1642

前回の例会報告 6月20日 第1651回例会

ロータリーソング 「日も風も星も」

クラブソング 「めぐる友愛 夏」

来賓 ガバナー補佐 長與博典様 分区幹事 志熊昌宏様

ゲスト 根本裕司 様

米山奨学生 朱 夫誠さん

■出席報告 (会員 43 名内出席免除 7名)

会員数	出席者	出席率	5月30日修正出席率
44(38)	30(2)	78.95%	80%

WEBでの参加者 2名 野口会員・種子田会員

本日よりピアノ 石川奈々歩さん

ソングリーダー江口会員



会長報告

・今年度ガバナー補佐 長與 博典様 分区幹事 志熊 昌宏様がお来会です。

ご挨拶をお願い致します。

ガバナー補佐 長與博典様



後、10日で任期が終わります。当初からコロナでご苦労されたかと思えます。分区としては10月3日に合同例会を東京ドームホテルにて開催しました。こちらは人数を絞っての開催でした。3月26日は上野RCを主幹として献血を行う事が出来ました。上野広小路でかつてない人数の64名参加で、赤十字の方も喜んでくれています。7月号のロータリーの友に掲載されます。今年度は勉強会が大変多くあり、先日の地区大会も会長・幹事・地区役員・委員は朝9時から夜までの長い時間拘束がありました。皆様のお陰で今年度も終わることが出来ます。ありがとうございました。

分区幹事 志熊昌宏様



分区幹事が終わり次年度は後楽RCの会長を務めさせて頂きます。1年間ありがとうございました。

幹事報告 RI関係

・ハイライトよねやまが届いております。掲示板をご覧ください。

・地区米山記念奨学会より米山奨学生合同合宿研修のご案内が届いております。今回はクラブカウンセラーだけでなく、クラブ会員の方複数でのご参加をお願い致します。日時:9/3(土)～9/4(日) 場所:御殿場時之栖大会議室 参加ご希望の方は6月27日までに事務局までお知らせください。詳しくは掲示板をご覧ください。

他クラブ関係

・他クラブの例会変更は掲示板をご覧ください。

上野クラブ関係

・本日、午後5時より新旧合同クラブ協議会がねぎし宮川で開催されます。今年度委員長・次年度委員長 理事・役員の方のご出席をお願い致します。

・2020-21年度の事業報告のCDが届いております。メールボックスに入れてあります。

委員会関係 次年度クラブ親睦委員会 園部委員長

・次年度親睦行事のお知らせで大変恐縮です。先週の水曜日(6月15日)に次年度クラブ親睦委員会を開催しました。委員会では、11月18日の石垣ロータリークラブとの姉妹クラブ締結式に合わせて親睦旅行会を計画しておりますが、すでに石垣直行便の飛行機の席が残り少なくなってきました。そこで、先行して航空便やホテルを確保すべく、今日から次年度クラブ親睦委員が皆さんの参加希望アンケートを取っていきます。

結婚記念日おめでとうございます

6月 9日 上野会員 16日 江口会員
19日 捧 会員
7月 2日 関岡会員 6日 富坂伸吾会員

誕生日おめでとうございます

6月 29日 押見会員 30日 向井会員
7月 2日 岩淵会員 3日 宮本会員
5日 高野会員 17日 新保会員
17日 上野会員 26日 野口会員
28日 大瀧会員

大瀧会員 SAA 報告



■SAA報告 ニコニコ BOX

ガバナー補佐長與博典様 分区幹事 志熊昌宏様

一年間大変お世話になりました。

山本会員 長與ガバナー補佐、志熊分区幹事お世話になりました。金原さんの卓話楽しみです。ピアノの石川奈々歩さんよろしく願います。

佐谷会員 金原会員の卓話楽しみにしております。

金原会員 卓話担当させていただきます。

水門会員 初めてニコニコBOX入れさせてもらいます。今後ともよろしく願います。

長岡会員 今週6/23(木)に新規事業としてオーガニックマーケット根津ガーデンを開店します。有機野菜やオーガニック食品をご提供し、地域の皆様の健康作りに貢献したいと思えます。

中澤会員 新旧役員・委員長の皆様、本日開催、新旧合同クラブ協議会参加よろしく願います。

☆金原さんの卓話楽しみです。ピアノの石川奈々歩さんよろしく願います。

木村会員・塚田会員・富坂伸吾会員・瀬古会員

捧 会員 結婚祝いの胡蝶蘭を頂きありがとうございます。お蔭様で家内と子ども健康な日々を過ごしております。例会後、何年かぶりですが故郷の温泉旅館で開催の同級会に出席できます。+☆

園部会員 根本裕司さんを見学のためゲストでお誘いました。+☆

富坂和弥会員 心臓友の会に入会しました。+☆

江口会員 結婚記念日のお祝いありがとうございました！24年もたつのだなあと思うと不思議?!です。+☆

上野会員 結婚記念日にキレイな胡蝶蘭を頂き、家の中がパーと明るくなりました。ありがとうございました。+☆

鈴川会員 暑くなりました。お互いに熱中症に気を付けましょう。+☆

(本日の合計金額 130,000 円)

(本日までの累計 2,435,000 円)

■卓話「著作権の話～権利侵害で訴えられないように」

株医学書院 代表取締役会長 金原 優会員



1. 著作権とはどのようなものか

著作権は著作物に対する権利です。

著作物とは「思想、感情を創作的に表現したもの」と著作権法に規定されています。ここで重要なことは「創作的に表現」ということです。

小説、俳句、詩、解説文、音楽、随筆、絵、写真、手紙、地図等は全て著作物となります。

キャラクター（ウルトラマン、ミッキーマウス、ハローキティ等）も著作物である。

上手か下手かは関係ありません。

著作物を創作した人に著作権が発生し、著作権者となります。

誰もが著作物を創作することが可能であり、創作すれば権利を保有することになります。

絵を描き、文章を書き、写真を撮れば、一般論として全部著作物となります。

権利は申請とか登録が必要なく自動的に発生する。

著作権は著作権者の死後 70 年が経過するまで権利として認められ、保護されます。

著作権は保護されるので他人が勝手に使うことはできません。

保護されている著作物は無断で複製（コピー）やインターネット送信できないこととなります。

著作物をコピーしたりインターネット送信することには基本的に著作権者の許諾が必要です。

但し、例外もあります。

私的使用目的複製、図書館における複製、教育機関による授業目的複製等、その他例外は沢山あります。

2. 以下のような場合に許諾は必要か？（結論はスライド参照）

旅行ガイドブックの一部を自分で持ち歩くためにコピーしたりスマホに落とし込むのは OK か？

学生が教科書や参考書をコピーしたり PC に記録するのは OK か？

趣味の本を他人から借りてコピーするのは OK か？

他人から借りた CD を複製して自分で聞くのは OK か？

会社にある本を自分の仕事上使うためにコピーするのは OK か？

週刊誌の記事をコピーして客に渡すのは OK か？

ゴルフ場ガイドブックを参加者に渡すためにコピーするのは OK か？

法律の条文をコピーして社内に配布するのは OK か？

社内の懇親会のために会場の地図をコピーして配布するのは OK か？

自分の本を他人に読ませるためにネット送信するのは OK か？

CD を車の機器に録音するのは OK か？

雑誌・新聞の切り抜きを社内で回覧するのは OK か？

新聞記事をコピーして社内で回覧するのは OK か？

ネットに出ている図や写真をコピーして利用するのは OK か？

著作権とはどのようなものか

著作権は著作物に対する権利である。

著作物とは「思想、感情を創作的に表現したもの」と著作権法に規定されている。

小説、俳句、詩、解説文、音楽、随筆、絵、写真、手紙、地図等は全て著作物である。



著作権とはどのようなものか

上手か下手かは関係ない。

著作物を創作した人に著作権が発生し、著作権者となる。

誰もが著作物を創作することが可能であり、創作すれば権利を保有する。

絵を描き、文章を書き、写真を撮れば、一般論として全部著作物となる。

但し、創作性がなければならぬ。事実の記述、描写は著作物ではない。

権利は申請とか登録が必要なく自動的に発生する。

著作権は著作権者の死後 70 年が経過するまで権利として認められ、保護される。

著作権の保護

著作権は保護されるので他人が勝手に使うことはできない。

保護されている著作物は**無断で複製(コピー)やインターネット送信できない。**

著作物をコピーしたりインターネット送信することには基本的に著作権者の許諾が必要。

但し、例外もある。

私的使用目的複製、**図書館**における複製、**教育機関による授業目的複製**等、その他例外は沢山ある。



どのような利用が**権利侵害(違法行為)**になるか

会社の業務に関連する週刊誌の記事をコピーして客に渡すのはOKか？
⇒ × (著作物の複製にあたる)

会社にある本を自分の仕事上使うためにコピーするのはOKか？
⇒ × (著作物の複製にあたる)

法律の条文をコピーして社内に配布するのはOKか？
⇒ ○ (法律の条文は著作物ではない⇒思想・感情ではない)

新聞記事をコピーして社内で閲覧するのはOKか？
⇒ × (著作物の複製にあたる)



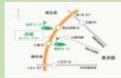
どのような利用が**権利侵害(違法行為)**になるか

雑誌・新聞の切り抜きを社内で閲覧するのはOKか？
⇒ ○ (コピーしないで閲覧するのは複製ではない)

新聞の死亡記事をコピーして社内で閲覧するのはOKか？
⇒ ○ (事実の伝達に過ぎないので著作物ではない⇒思想・感情ではない)

社内の懇親会のために会場の地図をコピーして配布するのはOKか？
⇒ × (著作物の複製にあたる)

ゴルフ場ガイドブックを参加者に渡すためにコピーするのはOKか？
⇒ × (著作物の複製にあたる)
(但しゴルフ場のウェブサイトを複製してもクレームは付かない)



どのような利用が**権利侵害(違法行為)**になるか

旅行ガイドブックの一部を自分で持ち歩くためにコピーしたりスマホに落とし込むのはOKか？
⇒ ○ (私的使用にあたり許諾は不要)

学生が教科書や参考書をコピーしたりPCに記録するのはOKか？
⇒ ○ (私的使用にあたり許諾は不要)

趣味の本を他人から借りてコピーするのはOKか？
⇒ ○ (私的使用にあたり許諾は不要)

他人から借りたCDを複製して自分で聞くのはOKか？
⇒ ○ (私的使用にあたり許諾は不要)

仕事に関連する本をコピーして会社で利用することはOKか？
⇒ × (著作物の複製にあたる)
(業務上利用する場合は一人でも私的利用とは言えない)

ネットに出ている図や写真をコピーして仕事上利用するのはOKか？
⇒ × (無料で提供されているものであっても著作物の複製にあたる)

保護期間が終了した著作物と終了していない著作物

保護期間が終了した著名作家(自由に複製利用できる)

夏目漱石
谷崎潤一郎
太宰治
菊池寛
芥川龍之介
江戸川乱歩
その他沢山

保護期間が終了していない著名作家(複製するには許諾が必要)

三島由紀夫
志賀直哉
川端康成
横溝正史
その他沢山

許諾はどのようにして得るのか

出版物については下記の団体が許諾業務を取り扱っている

一般社団法人 出版者著作権管理機構
書籍、専門雑誌等
<https://www.jcopy.or.jp/>

公益社団法人 日本複製権センター
新聞、週刊誌、文芸書等
<https://jrrc.or.jp/>



本日の例会 6月27日(月)
上野 RAC 合同最終夜間例会
上野精養軒 3階「桜の間」
点鐘:18:00

次回の例会 7月 4日(月)
新年度初例会
第2回クラブ協議会

東京上野ローターアクト例会のご案内
6月第三例会
東京上野ロータリークラブとの合同夜間例会
6月27日(月)上野精養軒 点鐘18:00

2580 地区行事予定

6月29日(水)次年度在京クラブ公共イメージ委員会15:00~17:00 学士会館

7月10日(日)地区 RAC 第1回会長幹事会
13:00~ 台東1丁目区民館

7月23日(土)東京女子学院中・高インターアクトクラブ認証状伝達式14:00~ 東京女子学院校内フロンテータ